

今世京坂中民之處女禮晴之扮略○中

中

櫛ト前差簪ハ鼈甲、ウシロザシハ銀釵略○中又三都トモニ、禮晴ニハ、鼈甲簪櫛ヲ用ヒ、略藝ニハ、中略簪ハ銀、鎰等ヲ用ヒテ、鼈甲ヲ用フル者稀也、婦人モ准之略○中

今世嘉永中也京坂式正所用鼈甲製略○圖

式正時、櫛トモニ、櫛、笄、鬚止、以上三具ハ各一個ヲ用ヒ、簪ノミ應時テ數ヲ異ニス、

式正ニハ専ラ前後左右各一ヶ、凡テ四個ヲ用ヒ、髮カキニハ、銀釵等一ヲ加フ、
襷ニハ、簪前後各一ヶ、都テ二個ヲ用フ、或ハ前ノミ一ヶヲ用フ、背ニハ銀釵ヲサス、江戸ハ近世式
正ニモ背ニ簪、一ヶヲ用フ、文政前ニハ前ニモ插之シガ天保以來廢ス○中

櫛以下四具トモニ、極上製ハ白甲ノミヲ以テシ、中品ハ黒點アル物ヲ交ヘ用フ、蓋古製ハ全體黒
點アル物ヲ用ヒシガ、今ハ稀ニシテ、黒點ヲ交ルニモ略○中笄ハ、中央髮ニ插テカクル、所ノミ、簪
モ、下ノミ曲止中央ノミ皆専ラ髮ニ入テ不見所ノミニ黒點ヲ交ヘ、極上製ハ全ク白甲也、

〔閑窓自語〕世俗簪造始事

ふるき人のものがたりをきくに、享保の比までは、女のこどもなどは、花す、きなどのかたした
る白銀のかんざしをさしきり、かかるに御厨子所預故若狭守宗直わかゝりしより好事のもの
にて、みかきをその花の上につけてつぐらじめ、かんざじみ、かき通用たよりありと思ひて、
今は貴賤となく、考ろがねにてうぢりて、さしもてあそぶ事にはなれり、それかんざしは、髮のか
ざり、みかきは理髪の具のうちなり、そのへだてをわきまへず、たかき人の用ひらる、はくち
をしき事なり、宗直は時の興にてやうぐられしならん、考からざれば、遠きおもんばかりなじと
やいふべき、